

有価証券関連担保

2025 年 7 月

金 融 法 務 研 究 会

は し が き

本報告書は、本研究会第1分科会における2023年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2023年度は「有価証券関連担保」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「有価証券とデジタル資産の関係・業者に関する私法と規制法の関係」（神田秀樹担当）、第2章で「電子決済手段（特定信託受益権）の移転と担保設定に関する法的課題」（加毛明担当）、第3章で「デジタル資産の担保化—担保法改正が株式担保法制に与える影響を題材として—」（加藤貴仁担当）、第4章で「セキュリティ・トークンの担保化—ドイツ法を中心に—」（神作裕之担当）、第5章で「暗号資産の倒産手続上の取扱い」（松下淳一担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、有価証券と暗号資産等のデジタル資産の関係、デジタル資産を取り扱う業者に関する私法と規制法の関係について、基本的な点に関する整理をし、若干の立法論を試みている。第2章においては、令和4年の資金決済法改正によって導入された電子決済手段のうち、信託という法律構成を用いて発行されるもの（いわゆる「3号電子決済手段」）を対象として、これを決済に利用するために解決すべき、移転に関する2つの法的課題を検討するとともに、その成果を踏まえて、電子決済手段に担保を設定する場合の法的課題について検討を行っている。第3章においては、令和7年に成立した譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律は動産又は債権以外を目的とする譲渡担保契約にも適用されるが、これらが株式担保法制に与える影響を検討することによって、デジタル資産の担保化に関する課題を抽出することを試みる。第4章においては、有価証券の電子化のための立法を進めているドイツ法を参考に、その概要を担保化に焦点を当てて紹介し、日本法への示唆を得る。すなわち、ドイツでは、2021年6月3日の「電子有価証券法」および「改正資本投資会社法」によってそれぞれ無記名証券とファンド持分の電子化に係る規律が設けられ、2023年12月11日の改正電子有価証券法によって株式の電子化が認められるにいたっており、立法によって有価証券の電子化に係る制度や規律を整備している。第5章においては、第1に暗号資産を目的財産とする担保権を有する債権者の倒産手続上の取扱い、特に特別の先取特権の内容と、第2に暗号資産の移転を目的とする債権が破産債権となる場合に（円建てではなく）暗号資産で配当をする可能性とについて検討がされている。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方々にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。関係各位に対し、厚く御礼申し上げる。

最後に、第1分科会では、2024年度は「銀行及び銀行取締役の義務の新たな展開」をテーマとして取りあげ、研究を続けていることを付言する。

2025年7月
金融法務研究会座長
神 作 裕 之